

午前10時開議

日程第1 諸報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第69号 岩沼市体育施設等への指定管理者制度導入等に係る関係条例の整備に関する条例について

質疑・討論・表決

日程第4 議案第70号 岩沼市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 岩沼市職員の給与に関する条例及び岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

補足説明・一括質疑・討論・表決

日程第5 議案第72号 岩沼市市税条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第6 議案第73号 岩沼市立保育所設置に関する条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第7 議案第74号 岩沼市子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第8 議案第75号 岩沼市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

補足説明・質疑・討論・表決

日程第9 議案第76号 岩沼市議会議員及び岩沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

質疑・討論・表決

日程第10 議案第80号 財産の処分について

質疑・討論・表決

日程第11 議案第81号 指定管理者の指定について(岩沼市民体育センター条例に定める公の施設の指定管理者)

議案第82号 指定管理者の指定について(岩沼市都市公園条例に定める公の施設の指定管理者)

議案第83号 指定管理者の指定について(岩沼市民テニスコート設置条例に定める公の施設の指定管理者)

議案第84号 指定管理者の指定について(岩沼市営スポーツ公園設置条例に定める公の施設の指定管理者)

議案第85号 指定管理者の指定について(岩沼市総合運動場の設置及び管理に関する条例に定める公の施設の指定管理者)

一括質疑・討論・表決

日程第12 発議案第1号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

提案理由・質疑・討論・表決

日程第13 議案第86号 平成30年度岩沼市一般会計補正予算(第4号)について

議案第87号 平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第88号 平成30年度岩沼市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第89号 平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第90号 平成30年度岩沼市特定公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第91号 平成30年度岩沼市水道事業会計補正予算（第2号）について

補足説明・一括質疑・討論・表決

日程第14 議案第92号 工事請負契約の締結について

提案理由・質疑・討論・表決

日程第15 議案第93号 工事請負変更契約の締結について

提案理由・質疑・討論・表決

日程第16 意見書案第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

提案理由・質疑・討論・表決

日程第17 意見書案第5号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書

提案理由・質疑・討論・表決

午前11時47分閉会

(資料) 陳情文書表

平成30年第7回岩沼市議会定例会会議録

5日目 平成30年12月13日(木曜日)

出席議員(18名)

1番	佐藤剛太	10番	渡辺ふさ子
2番	菊地忍	11番	佐藤一郎
3番	高橋光孝	12番	国井宗和
4番	植田美枝子	13番	布田一民
5番	佐藤淳一	14番	長田忠広
6番	大友健	15番	飯塚悦男
7番	布田恵美	16番	沼田健一
8番	酒井信幸	17番	櫻井隆
9番	須藤功	18番	森繁男

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市長	菊地啓夫	下水道課長	大久保智志
副市長	鈴木隆夫	水道事業所長	森康雄
総務部長	大友彰	消防本部長	菅原敬
健康福祉部長	高橋広昭	教育委員会 教育長	百井崇
市民経済部長	菅井秀一	教育次長兼 教育総務課長	高橋弘昭
建設部長	星幸浩	生涯学習課長兼 スポーツ振興課長	沼田輝明
総務課長	石垣茂	選挙管理委員会 委員長	古積俊憲
政策企画課長	遠藤大輔	事務局長	石垣茂
税務課長兼 収納対策室長	伊藤正幸	監査委員 事務局長	横尾芳郎
子ども福祉課長	石垣千佳子	農業委員会 事務局長	亀田明彦
復興・都市整備課長	菅原伸浩		

議会事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋進	議事係長	佐藤俊輔
局長補佐	高橋利彰		

議事日程

平成30年12月13日(木曜日)午前10時開議

1. 開議宣告

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議案第69号 岩沼市体育施設等への指定管理者制度導入等に係る関係条例の整備に関する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第4 議案第70号 岩沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第71号 岩沼市職員の給与に関する条例及び岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
補足説明・一括質疑・討論・表決
- 日程第5 議案第72号 岩沼市市税条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第6 議案第73号 岩沼市立保育所設置に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第7 議案第74号 岩沼市子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第8 議案第75号 岩沼市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
補足説明・質疑・討論・表決
- 日程第9 議案第76号 岩沼市議会議員及び岩沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第10 議案第80号 財産の処分について
質疑・討論・表決
- 日程第11 議案第81号 指定管理者の指定について（岩沼市民体育センター条例に定める公の施設の指定管理者）
議案第82号 指定管理者の指定について（岩沼市都市公園条例に定める公の施設の指定管理者）
議案第83号 指定管理者の指定について（岩沼市民テニスコート設置条例に定める公の施設の指定管理者）
議案第84号 指定管理者の指定について（岩沼市営スポーツ公園設置条例に定める公の施設の指定管理者）
議案第85号 指定管理者の指定について（岩沼市総合運動場の設置及び管理に関する条例に定める公の施設の指定管理者）
一括質疑・討論・表決
- 日程第12 発議案第1号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
提案理由・質疑・討論・表決
- 日程第13 議案第86号 平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第4号）について
議案第87号 平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第88号 平成30年度岩沼市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第89号 平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第90号 平成30年度岩沼市特定公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第91号 平成30年度岩沼市水道事業会計補正予算（第2号）について
補足説明・一括質疑・討論・表決

日程第14 議案第92号 工事請負契約の締結について

提案理由・質疑・討論・表決

日程第15 議案第93号 工事請負変更契約の締結について

提案理由・質疑・討論・表決

日程第16 意見書案第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

提案理由・質疑・討論・表決

日程第17 意見書案第5号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書

提案理由・質疑・討論・表決

2. 閉会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

午前10時開議

○議長（森繁男）御起立願います。おはようございます。御着席願います。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（森繁男）日程第1、諸報告について事務局長から行います。高橋事務局長。

〔高橋進参事兼事務局長登壇〕

○参事兼事務局長（高橋進）諸報告3件について申し上げます。

第1、議案について、別紙お手元に配付のとおり、市長から追加議案2件が提出されております。

第2、発議案について、別紙お手元に配付のとおり、発議案1件が議長宛て提出されております。

第3、意見書案について、別紙お手元に配付のとおり、意見書案2件が議長宛て提出されております。

以上でございます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（森繁男）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、17番櫻井隆議員、1番佐藤剛太議員を指名いたします。

日程第3 議案第69号 岩沼市体育施設等への指定管理者制度導入等に係る関係条例の整備に関する条例について

○議長（森繁男）日程第3、議案第69号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第69号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第69号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第69号岩沼市体育施設等への指定管理者制度導入等に係る関係条例の整備に関する条例については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第4 議案第70号 岩沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 岩沼市職員の給与に関する条例及び岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第4、議案第70号及び議案第71号の2件を一括して議題といたします。

議案の補足説明を求めます。大友彰総務部長、登壇の上、説明願います。

〔大友彰総務部長登壇〕

○総務部長（大友彰）議案第70号及び議案第71号について補足説明を申し上げます。この2つの条例案は、いずれも人事院勧告等に準拠し、所要の改正を行おうとするものです。

初めに、議案第70号について申し上げます。

第1条の改正規定については、市長、副市長及び教育長の30年12月支給分の期末手当の率を0.05月分引き上げ、100分の177.5に改めるものです。

第2条の改正規定については、第1条の期末手当の増加分0.05月分を含んだ期末手当を31年度以降、6月分と12月分で1.675月分ずつに均等化するものです。

次に、附則について申し上げます。

第1項は条例の施行日について、第2項は第1条の規定に係る遡及適用について、第3項は給与の内払いについて定めるものです。

次に、議案第71号について申し上げます。

第1条の岩沼市職員の給与に関する条例の一部改正の第21条第2項第1号の改正規定については、30年12月支給の勤勉手当の率を0.05月分引き上げ、100分の95に改めるものです。

同項第2号の改正規定については、再任用職員の12月分の勤勉手当の率を0.05月分引き上げ、100分の47.5に改めるものです。

別表第1の改正規定については、給料表を若年層に重点を置いて平均0.2%増額改定するもので、30年4月にさかのぼっての適用となります。

続きまして、別表第1の次の改正規定ですが、別表が5ページにわたっております。次の改正規定になりますが、第2条の岩沼市職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

第17条の改正規定については、これまで国家公務員に準拠してきた勤務1時間当たりの給与額の計算方法を、労働基準法に準拠した計算方法に改正するものです。

第19条第2項の改正規定については、期末手当の合計支給率2.6月に変更はございませんが、31年度以降、6月分と12月分で1.3月分ずつに均等化するものです。

同条第3項の改正規定については、同様に再任用職員の期末手当を6月分と12月分で0.725月分ずつに均等化するものです。

また、第21条第2項第1号の改正規定については、勤勉手当の合計支給率1.85月分に変更はありませんが、これも先ほどの期末手当と同様に31年度以降、6月と12月で0.925月分ずつに均等化するものです。

同項第2号の改正規定につきましても、同様に再任用職員の勤勉手当を6月分と12月分で0.45月分ずつに均等化するものです。

次に、第3条の岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本市において、本条例が適用される特定任期付職員はおりませんが、第7条第1項の改正規定については、給

料月額を増額改定を行うもので、第9条第2項の改正規定については、30年12月支給分の期末手当の率を0.05月引き上げ100分の170に改めるものです。

次に、第4条の岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について申し上げます。

第9条第2項の改正規定については、第3条で改正した期末手当の増加分0.05月を含んだ期末手当を31年度以降、6月分と12月分に均等化するものです。

次に、附則について申し上げます。

第1項の規定については、本条例の公布の日から、ただし第2条及び第4条の規定は、31年4月1日から施行する旨を定めたものです。

第2項の規定につきましては、第1条と第3条の規定を30年4月1日に遡及して適用することを定めたものです。

第3項の規定については、給与の内払いに係るみなし規定になります。

第4項の規定については、規則への委任を定めたものです。

以上、補足説明を申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）これより議案第70号及び議案第71号の2件について一括して質疑を行います。質疑がないようでありますので……。6番大友健議員。

○6番（大友健）今の説明はわかりました。その結果、例えば35歳モデルとか、40歳モデルとか、どれだけの額が引き上がる結果になるのかと。モデルでの数値がありましたらそれをちょっと教えていただきたい。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。大友総務部長。

○総務部長（大友彰）モデルケースとして41歳の職員で扶養家族、配偶者と子どもが1人、母1人を扶養しているという状況を設定しまして算定したモデルケースとなりますが、給与改定に係るもので12カ月で4,800円、給与改定に係る期末手当・勤勉手当として1,540円、勤勉手当の支給引き上げとしてその影響額1万8,733円、合計で2万5,073円の増となるモデルを策定しております。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。9番須藤功議員。

○9番（須藤功）毎年このパーセントで説明していただくんですけど、せっかくだから、例えば市長は大体どれぐらい変わるのかなという感じがするんですけど、個別の話をするのはちょっとどうかと思うんですけど、市民の方から聞かれたときにとしまして参考までに、ただ言えないというときはしょうがないんですけど、今回の改定でどのように変わるのかお示しいただきたいと思います。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）今回の期末手当の改定によりまして、市長につきましては5万4,625円、改正後、上がるということとなります。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号及び議案第71号の2件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第70号及び議案第71号の2件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第70号及び議案第71号の2件について1件ずつ討論、採決を行います。

初めに、議案第70号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第70号岩沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第71号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第71号岩沼市職員の給与に関する条例及び岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第72号 岩沼市市税条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第5、議案第72号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第72号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第72号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第72号岩沼市市税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第73号 岩沼市立保育所設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第6、議案第73号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第73号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第73号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第73号岩沼市立保育所設置に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第74号 岩沼市子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第7、議案第74号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第74号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第74号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第74号岩沼市子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第75号 岩沼市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第8、議案第75号を議題といたします。

議案の補足説明を求めます。星幸浩建設部長、登壇の上、説明願います。

〔星幸浩建設部長登壇〕

○建設部長（星幸浩）議案第75号岩沼市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

この条例は、総務大臣からの下水道事業の公営企業会計移行の要請を受けて、本市の公共下水道事業特別会計、特定公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計の3会計について、平成31年度から地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計へ移行することを目的に関連する条例の改正を行うものでございます。

まず、題名に、下水道事業を追加し、第1条に下水道事業の設置目的を加え、第1条の2として下水道事業の地方公営企業法の全部適用について規定する条文を新たに追加し、第2条に下水道事業の経営の規模等の規定を加える改正を行うものでございます。

第3条第2項については、市長を管理者と表現することで上下水道事業の権限を行う市長と、市長部局の市長をより区別できるように改正するものでございます。

また、第5条及び第6条について、議会の同意または議決を要する損害賠償の額等について市長部局との均衡を図るために金額の改正をするものでございます。

次に、附則について御説明申し上げます。

附則第1項については、この条例の施行期日を平成31年4月1日とすることとしております。

附則第2項は、岩沼市部設置条例について、第3条中、建設部の欄から下水道事業に関するものを削除するものでございます。

附則第3項は、岩沼市職員定数条例について、第2条中、市長の事務部局の職員の定数を10人減じ、水道事業の企業職員を水道事業及び下水道事業の企業職員とし、定数を10人ふやし34人に改正するものでございます。

附則第4項は、岩沼市職員の特殊勤務手当支給に関する条例について、文言の整理及び下水道課職員に支給さ

れる特殊現場業務手当に関する規定を削除するものでございます。

附則第5項は、岩沼市特別会計条例について、第1条より公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の設置に関する規定並びに第3条の公共下水道事業特別会計の規定を削るものでございます。

附則第6項から第12項までは、岩沼市下水道条例、岩沼市特定公共下水道設置等に関する条例、岩沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、岩沼市農業集落排水事業条例、岩沼市農業集落排水事業分担金条例、岩沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、岩沼市給水条例について文言の整理及び市長を水道事業及び下水道事業の権限を行う市長として表現を管理者と改める改正をするものでございます。

以上、岩沼市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要について補足説明を申し上げました。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第75号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第75号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第75号岩沼市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第9 議案第76号 岩沼市議会議員及び岩沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第9、議案第76号を議題といたします。

これより質疑を行います。9番須藤功議員。（「ごめん、間違った。大変申しわけない。間違いました」の声あり）

もといね。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第76号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第76号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第76号岩沼市議会議員及び岩沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第80号 財産の処分について

○議長（森繁男）日程第10、議案第80号を議題といたします。

これより質疑を行います。9番須藤功議員。

○9番（須藤功）土地の売却がうまくいってよかったと思うんですけど、この土地の売却について何か条件というのはあったんでしょうか。例えばこういう目的で使用するとか、そういう条件があったのか、その辺をお聞きしたいです。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。石垣茂総務課長。

○総務課長（石垣茂）お答えします。売却地につきましては、都市計画上で第1種低層住居専用地域ということになってございますので、住宅用地を想定しての売約となっております。

○議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第80号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第80号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第80号財産の処分については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第11 議案第81号 指定管理者の指定について（岩沼市民体育センター条例に定める公の施設の指定管理者）

議案第82号 指定管理者の指定について（岩沼市都市公園条例に定める公の施設の指定管理者）

議案第83号 指定管理者の指定について（岩沼市民テニスコート設置条例に定める公の施設の指定管理者）

議案第84号 指定管理者の指定について（岩沼市営スポーツ公園設置条例に定める公の施設の指定管理者）

議案第85号 指定管理者の指定について（岩沼市総合運動場の設置及び管理に関する条例に定める公の施設の指定管理者）

○議長（森繁男）日程第11、議案第81号から議案第85号までの5件を一括して議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号から議案第85号までの5件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第81号から議案第85号までの5件については、委員会付託

を省略することに決しました。

これより議案第81号から議案第85号までの5件について1件ずつ討論、採決を行います。

議案第81号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第81号指定管理者の指定について（岩沼市民体育センター条例に定める公の施設の指定管理者）については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第82号指定管理者の指定について（岩沼市都市公園条例に定める公の施設の指定管理者）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第83号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第83号指定管理者の指定について（岩沼市民テニスコート設置条例に定める公の施設の指定管理者）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第84号指定管理者の指定について（岩沼市営スポーツ公園設置条例に定める公の施設の指定管理者）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第85号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第85号指定管理者の指定について（岩沼市都市公園条例に定める公の施設の指定管理者）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第12 発議案第1号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第12、発議案第1号を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。飯塚悦男議会運営委員長、登壇の上、説明願います。

〔議会運営委員長飯塚悦男登壇〕

○議会運営委員長（飯塚悦男）

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

提出者 岩沼市議会議会運営委員会

委員長 飯塚悦男

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩沼市議会議規則第13条第2項の規定により提出します。

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に準拠し、年間で引き上げる0.05月分について、平成30年度分は平成30年12月期の期末手当の割合を0.05月分引き上げ、また平成31年度以降分については、0.05月分引き上げた年間の支給割合3.35月分を6月期及び12月期の期末手当に均等に分ける措置を講じるため、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものである。

以上であります。

○議長（森繁男）これより質疑を行います。6番大友健議員。

○6番（大友健）まず、今0.05月分というのはわかったんですけども、これを金額にすれば幾らなのか伺います。これが第1点。

第2点は、この内容を提案するに当たって、私たちいわぬまアシストは議会運営委員会で、市民の理解を得るためにこの先、議会基本条例にある議会懇談会を開くということを行ってはどうかということをご提案しましたが、一切無視されて議論がされませんでした。そういう審議のあり方について、なぜ議論に上らせないのか、そこをお聞きしたいのが第2点です。

○議長（森繁男）飯塚悦男議会運営委員長。

○議会運営委員長（飯塚悦男）金額は改正後、平成30年度の支給が、6月期が1.5カ月分、12月が1.800月分でありますので、今回その差額と伺いますか、1人当たり議員で2万873円、それから副議長と議長に当たっては、報酬が若干高いものですからそれに準じるような形になります。

あと、市民の理解を得ると。それは別の問題でありまして、議会報告会、いろいろ、それは別の問題であります。我々は、この人事院勧告に従って提出したものでありますから、別の機会にそういう議論はしていただきたいと思っております。

○議長（森繁男）大友健議員。

○6番（大友健）別のものという考え方なんですけども、私たちはこういう2万何がしかを上げるという、引き上げるということを提案するわけですね。もちろん、背景には人事院の勧告があります。しかし、そういうことを市民に理解してもらう上ではそういうことが必要なんじゃないかと。つまりそういうことを別に約束というわけではないんですけども、そういうこともしましょうと。それは密接に関連づける。この0.05月分引き上げるというそのことに関して、市民の理解を得るために議会はこれからこういうことをやっていきますよと。しかも、4年前にそれまでやっていた議会報告会というのは廃止されました、基本条例が改定されて廃止されました。そして、廃止と同時に、議会懇談会を開くことができますということも新たに入れたにもかかわらず、4年間、全く議会懇談会というのを開いておりません。これの趣旨は、市民と議会との関係で市民と交流するといいますが、市民の声を聞くと、市民に説明するという性格の立場で、今回のようなこういう場合にはそれを説明する場にもなるのではないのかということでの提案で密接に関連しているんです。それが別だという解釈は、それはおかしいと思えますよ。納得できない説明ですね。もう一度説明、お願いします。

○議長（森繁男）飯塚悦男議会運営委員長。

○議会運営委員長（飯塚悦男）議会運営委員会で議会報告会等々、人事院勧告に準拠したわけですから、ここで報告会とか市民への説明に対する議論は別の機会に何らかを提出して、議員の大多数の賛成を得るようにしたい

いんではないかと思ひます。議会運営委員会としてはそこまでは踏み込みませんでした。

○議長（森繁男）大友健議員。

○6番（大友健）答えがないので同じことを聞くことになるんですけども、そういう、議会がそういうことをするに当たってこの先、こういう議会懇談会を開いていきましようかと、そういうことが一体だと私たちは考えるんですけども、そうではないですか。市民の理解、得られますか。

○議長（森繁男）飯塚悦男議会運営委員長。

○議会運営委員長（飯塚悦男）私はですね、人事院勧告に準拠したものですから市民の理解は得られると。議会報告会等々はこの場で議論するのではなくて、別の機会で議長宛てにそういう申し入れをして議員の賛同を得たらいいのではないかと思ひます。以上であります。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより発議案第1号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。発議案第1号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第86号 平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第4号）について

議案第87号 平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第88号 平成30年度岩沼市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第90号 平成30年度岩沼市特定公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第91号 平成30年度岩沼市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（森繁男）日程第13、議案第86号から議案第91号までの6件を一括して議題といたします。

議案の補足説明を求めます。大友彰総務部長、登壇の上、説明願ひます。

〔大友彰総務部長登壇〕

○総務部長（大友彰）議案第86号平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

4ページをお開き願ひます。

第2表債務負担行為補正の追加は、住民票等のコンビニ交付に係るシステム構築等の3事業、スポーツ施設の指定管理への移行に伴うスポーツ施設管理事業並びに外国語指導助手招致事業について期間と限度額を定めるものでございます。

5ページをごらん願ひます。

第3表地方債補正の変更は、社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴う社会資本整備事業の限度額を減額するものでございます。

9ページをお開き願ひます。

事項別明細書の歳入の概要について御説明申し上げます。

14款2項国庫補助金は、マイナンバーカード等の記載充実のための住民基本台帳システム等の改修、幼稚園就園奨励費補助決定額の増のほか、社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴う減により、995万7,000円を減額するものでございます。

11ページをお開き願います。

17款1項寄附金は、航空機騒音自動測定装置及び遊具整備費に係る指定寄附をいただいたことから、1,015万2,000円を増額するものでございます。

18款2項基金繰入金は、東日本大震災復興交付金の一部精算に係る東日本大震災復興交付金基金並びに財政調整基金の繰り入れに伴い、46億9,195万1,000円を増額するものでございます。

21款1項市債は、社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴い、1,880万円を減額するものでございます。

13ページをお開き願います。

次に、事項別明細書の歳出の概要について御説明を申し上げます。

初めに、各款において人事異動等並びに給与改定による人件費等の調整を行っております。

2款1項総務管理費は、派遣職員の人件費相当に係る派遣職員負担金、旧林住宅跡地下水道管の撤去費用、東日本大震災復興交付金の返還金、市民バスの排ガス浄化装置等の大規模修繕費などを計上し、46億323万8,000円を増額するものでございます。

15ページをお開き願います。

2款3項戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード等の記載充実に伴う住民基本台帳システムの改修による増並びに人件費等の調整による減により、565万4,000円を減額するものでございます。

3款1項社会福祉費は、補装具の給付額増などにより221万1,000円を増額するものでございます。

17ページをお開き願います。

3款2項児童福祉費は、児童扶養手当に係る制度改正に対応したシステム改修などによる増並びに人件費等の調整による減により、667万2,000円を減額するものでございます。

19ページをお開き願います。

7款1項商工費は、企業立地促進奨励金などを計上し、3,356万円を増額するものでございます。

21ページをお開き願います。

8款2項道路橋梁費は、矢野目橋工事負担金協定額の変更に伴う負担金の減などにより、674万円を減額するものでございます。

8款4項都市計画費は、人事異動に伴う矢野目西土地区画整理事業特別会計繰出金の減並びに台風被害による公園施設修繕に伴う修繕料、未利用地市有地の処分に係る整地費、朝日山公園遊具費などの増により、3,951万2,000円を増額するものでございます。

23ページをお開き願います。

10款1項教育総務費は、幼稚園就園奨励費補助対象者の増に伴う幼稚園就園奨励費補助金などを計上し、1,189万9,000円を増額するものでございます。

25ページをお開き願います。

10款5項保健体育費は、スポーツ施設の指定管理への移行に伴う施設修繕料などを計上し、1,911万6,000円を増額するものでございます。

27ページをお開き願います。

27ページから33ページまでは給与費明細書でございます。

34ページをお開き願います。

34ページは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

35ページをごらん願います。35ページは、地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

以上、補足説明を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）これより一括して質疑を行います。1番佐藤剛太議員。

○1番（佐藤剛太）外国語指導助手招致事業というのをもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。高橋弘昭教育次長。

- 教育次長兼教育総務課長（高橋弘昭）お答えいたします。小学校、中学校の英語教育の関係で外国人を招致をいたしまして現地の発音などを勉強するために、5人のALT職員を採用するための予算ということでございます。
- 議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）佐藤剛太議員。
- 1番（佐藤剛太）5人の職員は、今から5人増加する、今年度から5人、またふやすということか、確認だけさせていただきます。
- 議長（森繁男）高橋教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（高橋弘昭）今までも5人ということで対応しておりました。その規模をこれからも継続して対応していくということでございます。
- 議長（森繁男）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。10番渡辺ふさ子議員。
- 10番（渡辺ふさ子）19ページ、7款1項商工費の商工業振興企業立地推進事業の金額の内訳、詳しく教えてください。
- 議長（森繁男）菅井秀一市民経済部長。
- 市民経済部長（菅井秀一）内訳につきましては、用地取得奨励金、これが2社分、それから企業立地奨励金として固定資産税、それから都市計画税に係る分が1社分になっております。
- 議長（森繁男）よろしいですか。渡辺ふさ子議員。
- 10番（渡辺ふさ子）用地取得の2社、それから固定資産税、その金額も教えてください。
- 議長（森繁男）菅井市民経済部長。
- 市民経済部長（菅井秀一）用地取得奨励金に係る分が、1社分が2,069万円、もう1社分が961万円、それから税金に係る分が1社分で200万円という内訳になっております。
- 議長（森繁男）よろしいですか。8番酒井信幸議員。
- 8番（酒井信幸）25ページ、先ほど保健体育費、施設修繕費とありましたけど、どこを修繕されるのか。それとあとまた、34ページのスポーツ施設管理事業4億1,750万円、これは今後、どのような内容になるかお示してください。
- 議長（森繁男）沼田輝明生涯学習課長兼スポーツ振興課長。
- 生涯学習課長兼スポーツ振興課長（沼田輝明一）お答えいたします。今回の修繕は、予定されております指定管理が始まる前まで早急に直すというところで、総合体育館の高圧受電設備の改修、それから卓球室、役員室、館長室、事務室系統の空調設備の改修、それからトレーニングジムの再リースのための部品交換等ということになっております。
- 議長（森繁男）答弁漏れ、沼田スポーツ振興課長。高橋教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（高橋弘昭）お答えいたします。1年当たり8,350万円ということでの想定で5年間分の指定管理料ということの内容でございます。
- 議長（森繁男）酒井信幸議員。
- 8番（酒井信幸）今、修繕費に関しては、体育館内の空調なりトレーニングジムのいろんな設備の交換ということでございますけども、実際に体育施設を今回フクシ・オーエンス共同事業体に移譲するに当たり、いろんな体育施設の傷みとかいろいろなものを指摘されていて、そういうふうなものの修繕というのは考えたというか、指摘されたものはなかったのかお尋ねします
- 議長（森繁男）高橋教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（高橋弘昭）本日お認めをいただきましたので、これから実際に協議が始まるということでございます。その中で対応していくということになります。
- 議長（森繁男）酒井信幸議員。
- 8番（酒井信幸）そうすると、その共同事業体と今からいろいろと体育施設をチェックしてここでいろいろな修繕、あとは大規模な修繕というふうになるかもしれませんけども、それになった場合には、随時また別な予算立てをして改修していくというような考えなんですか。
- 議長（森繁男）高橋教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（高橋弘昭）議員おっしゃるとおりでございます。そのように対応してまいります。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。9番須藤功議員。

○9番（須藤功）基金について伺います。震災復興推進事業としてこれ45億6,000万、これは14ページかな、これ国に返すお金だと思うんですけど、たしか9月の監査委員の審査意見書の中に年度末残高として東日本大震災の基金が81億7,600万あったと思うんですけど、この45億6,000万を返したことによって残高が今現在といいますが、どのように推移しているのか、そのことについて伺いをいたします。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）この基金の償還を行ったことによる30年度末の見込みは約27億9,000万円となります。

○議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号から議案第91号までの6件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第91号までの6件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第86号から議案第91号までの6件について1件ずつ討論、採決を行います。

議案第86号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第86号平成30年度岩沼市一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第87号平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第88号平成30年度岩沼市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第89号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第89号平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第90号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第90号平成30年度岩沼市特定公共下水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第91号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第91号平成30年度岩沼市水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第14 議案第92号 工事請負契約の締結について

○議長（森繁男）日程第14、議案第92号を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。菊地啓夫市長、登壇の上、説明願います。

〔菊地啓夫市長登壇〕

○市長（菊地啓夫）議案第92号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度岩沼市立小中学校空調設備導入工事の請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただくこととするものであります。

よろしく御審議を賜り原案可決されますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）これより質疑を行います。13番布田一民議員。

○13番（布田一民）今回の締結において国の補助額がどのくらいなのか。

あとは、交付額についてもどのくらいなのか。

そしてまた、市債の額も教えていただきたいと思えます。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。大友総務部長。

○総務部長（大友彰）補助対象事業費が3億4,400万、約3億4,400万円と見込んでおります。補助金につきましては約1億2,000万を見込んでおります。

○議長（森繁男）布田一民議員。

○13番（布田一民）前にですね、7億という額が提示をされたときの国の補助額も1億だと。金額が締結額が大分少ないということからいって額はほとんど変わらないと、要するに国の補助額ですね。それでよろしいんでしょうか。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）国の補助の基準額がございますので、額が下がっても当初見ただけなかった部分が下がっているという理解でいただければと思います。

○議長（森繁男）よろしいですか。ほかに質疑はありますか。14番長田忠広議員。

○14番（長田忠広）私のほうから、まず契約することでありまして、工事スタートがいつごろから工事がスタートできるのかというのが1点目。

2点目が工事の方法であります。土日を使ってやるとか、あと長期休暇、いろいろあると思えますけど、その方法、どのような方法でしていくか。

最後3点目は、設置完了、前回では7月末現在とかでないかということ言ってますけども、この契約の中での

設置完了はいつか。以上3点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森繁男）星建設部長。

○建設部長（星幸浩）まず1点目の工事のスタートですけれども、今議会で議決をいただくという前提でお話ししますと、正月明けから実際に今回は設計施工一括発注方式なものですから請負者側で詳細な設計に着手すると。それから、3月ぐらいから順次工事のほうに入っていく予定でございます。

2点目の工事の方法ですけれども、基本的には土日、春休み、ゴールデンウィークということで、最終的には6月の末、完了というような提案をいただいておりますので、今現在はそういう形で考えてございます。

○議長（森繁男）よろしいですか。まず、訂正の申し出がありますので、総務部長の発言を認めます。よろしくお願ひします。

○総務部長（大友彰）申しわけございません。先ほど布田議員の補助額のところで、見込みということで約1億2,000万と申し上げてしまいましたが、内示をいただいておりますので内示額で申し上げます。約1億1,400万の内示をいただいております。申しわけありませんでした。

○議長（森繁男）よろしいですか。6番大友健議員。

○6番（大友健）今の工事の完了に関してなんですけれども、今、何と申しますかね、宮城県とか全国でも集中した時期の集中した工事になると思うんですけれども、要は一番大事というか、注目点は、本当に完了してもらわないと困るということだと思うんですよ。その点に関して6月末、完了という提案みたいなお話でしたけれども、役所の側としてそれに確約というか、何か特別な措置というのは今回講じているのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（森繁男）星建設部長。

○建設部長（星幸浩）契約においては確約という取り交わしはしておりませんが、今回設計施工一括発注方式でやるに当たって、このエアコンに関しましては電化製品、もっと言えば家電製品ということで需要と供給という市場の原理に大きく左右されると。オフシーズンである今現在発注することによって安く仕入れることができる。さらには、県内でも工事の契約に結びつけた自治体はこの国の補正予算のルールに基づいてやっている自治体というのはございませんので、そういう意味では、来年6月末までの完了は十分達成できるものと考えてございます。

○議長（森繁男）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第92号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第92号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第92号工事請負契約の締結については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第15 議案第93号 工事請負変更契約の締結について

○議長（森繁男）日程第15、議案第93号を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。菊地啓夫市長、登壇の上、説明願ひします。

〔菊地啓夫市長登壇〕

○市長（菊地啓夫）議案第93号工事請負変更契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、県道仙台北空港線の交差点新設工事の実施に係る警察等との施行前協議により、工事中の交通安全施設及び信号機を設置するまでの仮設の中央分離帯設置等の条項が生じたため、平成30年度矢野目西1号線外整備工事の請負変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいたごとうとするものであります。

よろしく御審議を賜り原案可決されますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第93号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第93号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第93号工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。

再開は11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（森繁男）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 意見書案第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

○議長（森繁男）日程第16、意見書案第4号を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。10番渡辺ふさ子議員、登壇の上、説明願ひます。

〔10番渡辺ふさ子議員登壇〕

○10番（渡辺ふさ子）

意見書案第4号

平成30年12月13日

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

提出者 岩沼市議會議員 渡 辺 ふさ子

賛成者 岩沼市議會議員 布 田 恵 美

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」を別紙のとおり提出する。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっております。

全労連が実施した「介護施設で働く労働者のアンケート」（2014年度版）では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約9万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金がやすい」（44.7%）、「仕事が忙しすぎる」（39.6%）、「体力が続かない」（30.1%）となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は、国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。

よって、介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国、宮城県に要望します。

記

- 1 介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の特定最低賃金を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

宮 城 県 岩 沼 市 議 会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、宮城県知事

備考 地元選出国會議員には、同趣旨の陳情書を提出する。

よろしく御審議いただき御採択いただきますようお願いいたします。

○議長（森繁男）これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより意見書案第4号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。意見書案第4号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第17 意見書案第5号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書

○議長（森繁男）日程第17、意見書案第5号を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。10番渡辺ふさ子議員、登壇の上、説明願います。

〔10番渡辺ふさ子議員登壇〕

○10番（渡辺ふさ子）

意見書案第5号

岩沼市議会議長 森 繁 男 殿

提出者 岩沼市議会議員 渡 辺 ふさ子
賛成者 岩沼市議会議員 布 田 恵 美

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」を別紙のとおり提出する。

介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。本年5月に厚生労働省が公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」によれば、介護人材の需要ギャップは2025年度末には約34万人に及んでいます。また、供給見込みは、2015年に同省が公表した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」よりも4万人も減っており、介護人材の供給（人材確保）が推計通りに進んでいないということが読み取れます。介護人材の不足は、地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっています。

これまで、政府は数次にわたって人材確保対策として処遇改善を実施してきました。しかし、平成29年度介護従事者処遇状況等調査では、「給与表の改定」を行った事業所は2割にとどまっており、現行の処遇改善策だけでは介護従事者全体の賃金水準を引き上げる効果は不十分となっていることが結果となって表れています。また、2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（新人材確保指針）」でも指摘されているように、介護労働者の人材確保・離職防止を進めていく上で「労働環境の整備」が重要です。指針では、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方に係る基準等」について検討を行うことを国（政府）自身に求めています。実際の介護現場では、法律で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているという状況があるにもかかわらず、本格的に職員配置のあり方について議論された経過はありません。

実効性のある介護の人材確保・離職防止対策を確立するためには、介護従事者の勤務環境と処遇の両方の抜本的な改善が必要不可欠です。また、それを実現するためには介護報酬の引き上げが欠かせません。同時に報酬の引上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になります。

よって、介護労働者の勤務環境及び処遇の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、下記の事項について国、宮城県に要望します。

記

- 1 介護現場で働くすべての労働者の処遇改善策を講じること。その際、賃金水準引き上げの実効性を確保するために「ベースアップ」を要件とすること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。
- 2 介護保険施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。夜間の人員配置要件を改善し、1人夜勤は解消すること。
- 3 上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

宮 城 県 岩 沼 市 議 会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、宮城県知事

備 考 地元選出国會議員には、同趣旨の陳情書を提出する。

よろしく御審議いただき採択されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森繁男）これより質疑を行います。3番高橋光孝議員。

○3番（高橋光孝）質問させていただきます。3点ほどあります。

第1点、厚生労働省の第7期推計で2025年に必要な介護人材、約245万人、不足数が33万7,000人と予測しております。介護労働安定センターの29年度の介護労働実態調査での不足感があると回答した事業所は全体の66.6%であります。現在でも66.6%の事業所が不足しているという状況で、利用者3人に1人の職員が、利用者2人に1人の職員とした場合、単純に1.5倍の介護職員が必要となります。さらに人手不足となる部分を具体的にどのよう

に解決していこうと考えているのか、これが第1点です
第2点、医療福祉機構の特別養護老人ホームの経営状況に関するレポートで赤字の施設は32.8%と発表されております。東京商工リサーチの発表で2018年上期老人福祉介護事業の倒産件数は45件、前年比で12.5%の増ですね。昨年の同時期を大幅に上回っております。このままていくと、年間最高水準で倒産をしていると。利用者3人に2人、これを利用者2人に1人とした場合に単純に1.5倍の人員費が企業に強いられる。人員確保ができなかった場合は3分の1の収入が減るといことが生じます。そうした場合に、赤字の介護事業所はどれくらいふえていくと推定していくのか。また、どれだけ事業所が倒産すると考えているのか。また、老人福祉施設など大手が人材を確保した場合に訪問介護事業所は全く成りゆかないという現実が待っておりますが、この辺をどのように考えているか。

3点目、介護が必要であるにもかかわらず、自宅でも病院でも介護施設でも受け入れてもらえない、いわゆる介護難民という方が今でも問題になっております。2025年には厚生労働省で推定しているのは700万人に上るのではないかと推測しております。3人に1人を利用者2人に1人とした場合に、介護職員がさらに不足し、なおかつ、介護施設で介護を受け入れることができないという介護難民がこの倍以上になるのではないかと推測されますが、それをどのような具体策を持って解決していこうと考えているのかお伺いいたします。

以上、3点でございます。

○議長（森繁男）答弁を求めます。よろしいですか。（「はい」の声あり）10番渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）1番目、厚生労働省の発表によって66.6%不足しているという。3人に1人を2人に1人ということになると、その解決策ということとしてこの意見書で提案しているわけであって、条件がよければ働きたいという人はいるんですね。ただ、本当に今の介護の状況が、この意見書でも述べましたように賃金が安い。そして、過重労働、例えば夜勤、夜の間としても、例えば1人で20人を見るような状況も起きているのが今の現実でございます。その現実を解決するための提案としてこの意見書の中で労働者の処遇改善策、ベースアップ策、そして、介護の事業所に対しても引き上げるように求めているのがこの意見書でございます。今のままでいったらそれこそ今の御意見のあったような状況が続くわけですので、その改善策としてこの意見書を提案しているところでございます。

2番目の赤字倒産、本当に現実の問題として起きているわけでございます。そして、人員不足のために、施設はつくったけれども人員が足りないために受け入れられない、施設としては定数があるんだけど受け入れられない。そのために収入もふえない。そういう悪循環もあるわけですから、そのための処遇改善策を申し上げているわけでありませう。

3番目の、入りたくても入れないでいる介護難民の方、本当に多く現実にもそういう方、どうしたらいいのかと悩んでいる方も身近にも本当に見ているところでございます。そういうところを全般的にこの国全体の問題として解決していくための1つの人員確保のため、そのための意見書でございます。前向きにこの日本の状況、介護の状況を変えていくための提案でございますので、その辺を御理解いただければと思います。

○議長（森繁男）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺ふさ子議員、答弁漏れですか。

○10番（渡辺ふさ子）3人に1人から2人にした場合の今後の赤字の事業所はどれくらいふえるのか、倒産がどれくらいふえるのかという、そのような試算や内容については、申しわけございませんが把握してございません。

○議長（森繁男）よろしいですか。14番長田忠広議員。

○14番（長田忠広）まず1点目でございますけれども、先ほど高橋議員が言っていました、この基準を3対1から2対1にするという部分のあれがありましたけれども、先ほどありました2025年、245万人必要であり、34万人が不足しているという状況であると。その中で、例えばその基準、人員の基準をそのように2対1にした場合にどれぐ

らの介護職員が必要なのかを計算しているのか。私の部分では、先ほど答弁がいろいろありましたけども、やはり不足、人員不足を助長してしまうんでないか、そのような懸念があるわけでありましてけども、意見書を出した方に関してはどのような部分での推計をされて出しているか、これが1点であります。

2点目、要望の3項目に介護報酬の引き上げとともに、同時に保険料負担、自治体負担を軽減するために介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げるという、何か曖昧な部分でありますけども、現在の介護保険料の部分では公費負担が50%、残りの50%が保険料になっていると。そうすると、この意見書を出した部分では大幅というのは国の負担をどれぐらいの割合にすることがこの解決策になるのか、その部分についてお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（森繁男）答弁よろしいですか。10番渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）3人に対して1人、利用者3人に対して1人以上を実態に合わせて2人に対して1人以上に引き上げることということで、先ほど高橋光孝議員からの質問もありましたけれども、1.5倍になるのかということもありましたけれども、具体的な人数がどうなるのかということまでは計算をしておりませんが、そのような単純な計算でいえば1.5倍ということになるのかと思います。

保険料につきまして大幅にということであって、そして、今の実際の保険料はかかった部分についてその割合だけで必要なものがふえていけばいくほど、保険料もふえていくということでございますので、そのための大幅に引き上げること、具体的な何%ということはこの意見書の陳情されたところからちょっと具体的な数は示されておりませんでしたので、申しわけありませんが、この場でのお答えができませんが、申しわけございませんが、ちょっとわからないというのが今のところでございます。

○議長（森繁男）長田忠広議員。

○14番（長田忠広）まず1番目の人員基準の部分でありますけども、今、高橋議員が1.5倍と言ったからその部分の1.5というふうに言ったようにも感じるわけでありましてけども、しっかりこの意見書を出す以上は、このように3対1から2対1にする場合にはこのような人材確保が必要なんだということをしっかり示していただかないと説得力がないと。何とかなるでしょうという部分ではないと思いますけど、その辺の考え方が1点。

2点目が、国の割合であります。今でさえ25%、ますます介護保険の財政がひどくなっている。そのうちにしっかりと割合を決めておかないと保険料も、また市町村の部分の負担も大きくなります。これは見えるわけあります。そうしますと、やはり2025年度に向けて提出者の方は頼まれたから出したような雰囲気のことを言っておりますけども、自分で出しているわけですから、しっかりとした国の部分の割合、こうなんだということを根拠を示してここに出していただかないと説得力ないと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（森繁男）渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）1点目、何とかなるみたいなというつもりで出したわけではないんですが、まず実際の実態が利用者2人に対して、いや、3人に対して1人以上という実態以上の数で今、施設の方たちが対処されているということもありますので、その点も考えた上で出しております。

それから、負担の割合、何%なのかということ、無責任と言われれば無責任なのかもしれませんが、その割合、今、もう保険料自体が2000年に導入されて、そして、この18年の中で保険料自体が倍になっているという実態もあります。ですから、本当に必要なものに応じてどんどん割合だけでふえていく。本当に国民にとっても、自治体にとっても負担し切れない状況というのが、負担感が重いというのが実際だと思います。その点では今までのような国の負担割合ではやっていけないというか、国民の負担も負担し切れない。消費税も10%というものが来年に予定されていたり、さまざまな保険料などが下がる、上がることはあっても下がることはないというのがこれまでの状況ですので、そのことも考えた上で実際の負担割合はしっかりと国のほうでも考えていただきたいものと思っております。

提出者である私自身が何%、どのくらい上げればいいのかということまで把握はしておりませんが、その点は申しわけありませんが御了承いただきたいと思っております。

○議長（森繁男）13番布田一民議員。

○13番（布田一民）2番目の介護保険施設の介護職員及び看護職員の人員配置、この看護の部分の職員について

の省令の基準については何名なのか。実際問題、介護職員だけではなく特定施設の中では当然、看護職員の増も必要になってくる。いずれにしても、厚生労働省含めてどのくらいの人員配置の看護職員を想定しているのかお聞かせ願いたい。

○議長（森繁男）渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）この具体的な人数についても、申しわけありませんが、人数を把握はおりません。ただ、本当に1人夜勤、そういう状態も常態化しているというのが実情でございます。そして、看護師不足ということでは、本当に諸外国と比較いたしましても日本の場合は本当に少ないわけですね。ドイツから見ても、ドイツやフランスから見ても半分近いぐらいの100床当たりの看護職員数ということでは本当に少ないわけですので、そういう意味では看護師の処遇改善、そういうものも図っていく中で確保してふやしていく必要があるんだというふうに考えております。

具体的な人数についての把握がないことは、申しわけないと思っております。

○議長（森繁男）布田一民議員。

○13番（布田一民）先ほど長田議員のほうからも話しあったように、意見書を出す以上は、やはりしっかりと介護保険の施設の把握をしておくべきなんだろうと。そしてまた、夜間の人員配置要件を改善をして1人夜勤は解消すると。この看護職員においても当然ながら、今、人材が不足をしている状況の中で人員配置の部分についての要件をしっかりとやはり調べておくべきだと。したがって、この意見書については取り下げをすべきだと私は思っております。

○議長（森繁男）渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）この意見書は現場で働く介護士の方、それから介護士の方のそういう実態、働いている組合の方たちの思いがこもって出された、何とかしてその状況を介護する者、それから看護する者、本当に16時間も例えば夜勤する、夜、働かなきゃならないような、そういう対処する人たち自身が本当に体を壊し、やめざるを得ない。そうすると、ますます働く方、看護師、介護士が減っていくわけで、そういう実態を踏まえた中で出された切実な意見書の陳情であり、それを私は取り上げております。ぜひともこの意見書を採択されることを私は願っております。取り下げのつもりはございません。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより意見書案第5号について討論を行います。

初めに、本案に対する反対討論の発言を許します。3番高橋光孝議員。

○3番（高橋光孝）反対の立場で討論させていただきます。

人員配置省令3対1を2対1にするということは、一見介護職員に非常に寄り添ったような表向きのいい意見ではございますが、介護業界全体を考える、そして、実際に働いている人のことを考えると、さらなる人材不足を引き起こす。そして、赤字施設がふえ倒産件数もふえる。介護難民がさらにふえるということ。そして、今現在の3対1、これの不足感をなくすことが最も大事なのではないかというふうに考えます。

それより処遇改善加算を実際に取得している事業所が64.9%しかない多くの理由が、事務手続が煩雑だということでございます。この事務手続を簡素化して100%処遇改善加算が支給されるようにすること。そして、その処遇改善が事業所に振り分けを任せられて偏った配分をされていることがあって収入が上がらないという実感がないう部分、介護職員全体に均等に配分するというほうを優先するほうが大事ではないかと考えます。

よって、この意見書には反対いたします。

○議長（森繁男）次に、賛成討論の発言を許します。7番布田恵美議員。

○7番（布田恵美）介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書に賛成の立場から討論いたします。

近隣の介護施設を見渡しまでも、新しい施設であるにもかかわらず、入居希望者は殺到するものの、受け入れ態勢が整っていない。なぜかというところには介護従事者が不足している。よって、定数、定員の受け入れ態勢がとれないんだという声も多数聞かれます。そしてまた、家族で介護をされている方から、高齢であったり家庭の事情があって介護施設に入居を希望しているんだけど、なかなか受け入れてもらえないんだという、そういった声もごさいます。

そして、働く方々からは、安い賃金、そして、きつい仕事、不規則な勤務体系、勤務形態、夜勤続き、そしてまた、なかなか休みがとれない、そういった声も聞かれます。そのためにも勤務環境及び処遇改善を求めるこの意見書に賛成をして働く方々が働きやすく生きがいを持って働き続けられる。そして、介護の業界にも多くの方が働いていきたいという、そういった事業所になっていけるようにその思いから賛成いたします。

○議長（森繁男）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。意見書案第5号介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書については、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森繁男）起立少数であります。よって、本案は否決されました。



○議長（森繁男）これをもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成30年第7回岩沼市議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。——大変どうも御苦労さまでした。

午前11時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年2月22日

岩沼市議会 議長 森 繁 男

議 員 櫻 井 隆

議 員 佐 藤 剛 太

陳 情 文 書 表

平成30年第7回岩沼市議会（定例会）

平成30年12月4日

陳 情 番 号	件 名	陳 情 者 名	受 理 年 月 日	所 管 委 員 会
第7号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情	宮城県春闘共闘会議 代表幹事	H30.11.1	
第8号	「被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター 綱島不二夫 宮城災対連・東日本大震災共同支援センター 鈴木新	H30.11.1	
第9号	「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書」採択を求める陳情	宮城県医療労働組合連合会 執行委員長	H30.11.1	
第10号	「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」採択を求める陳情	宮城県医療労働組合連合会 執行委員長	H30.11.1	
第11号	「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情	宮城県医療労働組合連合会 執行委員長	H30.11.1	
第12号	「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」採択を求める陳情	宮城県医療労働組合連合会 執行委員長	H30.11.1	